

○よくある質問(令和5年2月)

質問内容	回答
<b>●名称について</b>	
1 名称はどのように記載すれば良いか。	食品の内容を的確に表現する一般的な名称で表示が必要です。(例:いきなり団子⇒和生菓子) ※その他、食品表示基準等で名称が決められているものがあります。(例:たくわん漬)
<b>●原料原産地(原産地)について</b>	
1 ロットで仕入れた商品をバラで販売する場合は、個別に表示が必要か。	個別で販売する場合は、それぞれに表示が必要です。
2 複数の原産国のものを混合して使用した場合は、どのように表示するとよいか。	<p>複数の国の原料を使用した場合は、以下のパターンによって表示することとなります。 ※3か国目以降を「その他」と表示することができます。 ※使用割合が5%未満である原産地は、一定期間における使用割合が5%未満である旨の表示が必要です。 (例:○○○(A国、B国(5%未満))</p> <p>・「国別重量順」の場合 使用した国の重量順に表示する方法です。 (例:○○○(A国、B国、その他))</p> <p>・「又は表示」の場合 一定期間の国別使用実績等からみて、今後1年間で重量順位の変動や産地切り替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が難しい場合に表示できます。 (例:○○○(A国又はB国))</p> <p>・「大括り表示」の場合 3以上の外国の産地表示を「輸入」と表示する方法です。一定期間の国別使用実績等からみて国別重量順表示が困難な場合に表示できます。 (例:○○○(輸入))</p>
3 原料原産地を重量順1位以外のものの原産地を表示したいがよいか。	事実に基づき任意で表示することは可能である。
4 複数の産地で育成した畜産物、水産物の産地表示はどのようにすればよいか。	<p>・畜産物 2箇所以上の飼養地で使用された場合は、国単位でみて最も飼養期間の長い国を原産地として表示します。 (例:A国⇒18か月、B国⇒12か月 ⇒A国産)</p> <p>・水産物 2箇所以上の養殖場で養殖した場合は、餌を与えて育てた期間が長い場所が原産地となります。 (例:A県⇒5か月、B県⇒7か月 ⇒B県産) ただし、第2段階の養殖の方が第1段階よりも期間が短いものの、重量の増加が大きい場合は、第2段階の都道府県を原産地とします。 (例:A県⇒4か月・1kg、B県⇒2か月・5kg ⇒B県産)</p>
<b>●原材料について</b>	
1 中間原材料の原料の割合を仕入れ先が教えてくれない場合はどうすれば良いか。	原料の割合は、表示を作成するうえで必ず必要なものになるので、仕入れ先から必ず徴取することが必要です。なお、5%未満のものは「その他」と記載することが可能です※アレルギーは必ず確認する必要があります。

2	遺伝子組換え表示はどのように表示すれば良いか。	食品表示トップページのお知らせ欄「新しい遺伝子組換え表示制度について」をご確認ください。
3	米の表示について、農産物検査をしていなくても産地等の表示は可能か。	食品表示トップページのお知らせ欄「玄米及び精米の食品表示について」をご確認ください。

### ●添加物について

1	添加物へのアレルギー表示は必要か。	<p>原則、原材料もしくは添加物として、重量割合順に記載をする必要がある。</p> <p>ただし、添加物の場合で、食品の加工の際に使用されるが、</p> <p>(1)完成前に除去されるもの、</p> <p>(2)その食品に通常含まれる成分に変えられ、その量を明らかに増加されるものではないもの、</p> <p>(3)食品に含まれる量が少なく、その成分による影響を食品に及ぼさないもの</p> <p>については、「加工助剤」として、記載が必要ないものもある。</p> <p>また、食品の原材料に使用された添加物について、次のすべての条件に当てはまる場合は「キャリアオーバー」となり、表示が免除されます。</p> <p>(1)食品の原材料の製造又は加工の過程において使用されるもの</p> <p>(2)当該食品の製造又は加工の過程において使用されないもの</p> <p>(3)当該食品中には、当該添加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないもの</p> <p>ただし、アレルギーを含む物質であれば、加工助剤として添加物の表記がない場合であっても必ず記載が必要となる。</p>
---	-------------------	--

### ●内容量について

1	漬物をg単位で表示しているが、〇本と表示できないのか。	<p>内容量を外見上容易に識別できるものは内容量の表記を省略できますが、特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる特定商品、特定保健用食品及び機能性表示食品は省略できません。</p> <p>漬物は、特定商品に該当するので、g単位で表示する必要があります。</p>
---	-----------------------------	---

### ●期限表示について

1	一括表示の外に表示する場合は、どのようにすれば良いか。	一括表示内に表示箇所を具体的に明記したうえで、別の箇所に表示することができます。 (一括表示内標記例: 枠外下部に表示、キャップに表示)
2	国産米と外国産米を混合した場合は、精米時期と輸入時期のどちらを書くべきか。	古い方の時期を記載する必要があります。

### ●製造者名等について

1	製造者名等は屋号でも良いか。	表示内容に責任を持つ者の氏名又は名称及び住所を記載する必要があります。法人でない場合は、屋号だけではなく、氏名まで記載する必要があります。 (氏名又は名称の記載例: ○○商店 代表者 ○○)
2	製造者名等の住所は地番まで必要か。	必要です。

●その他

1	<p>詰め合わせの食品を販売する場合、すべての食品の表示が必要か。</p>	<p>【生鮮食品の場合】 詰め合わせた食品のそれぞれの原産地を表示する必要があります。</p> <p>【単なる詰め合わせ商品】 個別詰め合わせた食品ごとに外装に表示するのが原則です。ただし、詰め合わせた食品1つ1つに表示があり、外装からその表示が認識できる場合は改めて外装に表示する必要はありません。</p> <p>【新たな独立した1つの商品】 (詰め合わせたものを全て使用して合わせて食することを意図した食品等(例:カップ麺、即席みそ汁、鍋セット等) 全体を1つの食品とみなし、外装に一括表示するのが原則です。</p>
2	<p>対面販売で、表示が免除される項目はあるか。</p>	<p>客の注文に応じて弁当、惣菜をその場で容器に詰めて販売する行為は、食品表示基準における容器包装に入れられた加工食品の販売に該当せず、食品表示基準第40条に定める生食用牛肉の注意喚起表示を除き、食品表示基準に定められた表示は必要ありません。</p> <p>また、小売店等の店内で弁当、惣菜を調理し、容器包装に入れて販売する場合やバックヤードや店舗と同一敷地内の施設で調理し、容器包装に入れて販売する場合などは、製造又は加工をした者が消費者に直接品質等について説明できることから、原材料名、内容量、栄養成分の量及び熱量、原料原産地名、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所の表示は必要はありません。</p>
3	<p>小売店で販売する寿司等の醤油やわさびの表示はどのようにすればよいか。</p>	<p>醤油やわさびの包装に食品表示がされており、外装の外側からその表示内容が確認できるのであれば外装に改めて表示する必要はありません。</p> <p>醤油やわさびの包装に食品表示がない場合は、添付醤油、添付わさびなどと表示が必要となります。</p>